



2024年3月29日

株式会社日立製作所

執行役社長兼 CEO 小島 啓二

(コード番号：6501)

(上場取引所：東・名)

譲渡制限付株式報酬と譲渡制限付株式報酬ユニットの付与および 取締役に対する譲渡制限付株式報酬ユニット制度の導入に関するお知らせ

株式会社日立製作所(以下、日立または当社)は、本日開催の報酬委員会において、2023年度に改定した譲渡制限付株式報酬制度(以下、本制度)を継続し、日立の日本人の執行役および理事(執行役に準ずる幹部層)ならびに一部のグループ会社の役員に対して、譲渡制限付株式を付与することを決定するとともに、2020年度に導入した譲渡制限付株式報酬ユニット(以下、RSU)制度を継続し、日立の外国人の執行役および理事に対して、RSUを付与することを決定しました。また、日立の取締役^{*}に対しても、経営の監督・助言において企業価値の向上を一層意識するため、RSU制度を導入することを新たに決定しました。

本決定に基づく譲渡制限付株式の発行およびRSU制度に基づく株式の発行は、取締役会からの委任に基づき、執行役社長が募集事項を決定し、かつ、各執行役、理事、一部のグループ会社の役員および取締役に対して譲渡制限付株式またはRSU制度に基づく株式の割当を決定することを条件とするものです。なお、2024年度の報酬として割り当てる譲渡制限付株式および2024年度にRSU制度に基づき割り当てる株式の数は、本日時点の当社の普通株式の発行済株式総数の0.1%未満となる見込みです。

*日立は、執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬を支給しないため、RSU制度導入の対象に、執行役を兼務する取締役は含まれません。

1. 譲渡制限付株式報酬制度および譲渡制限付株式報酬ユニット制度の目的

日立は、在任時からの株式保有を通じて経営陣の株主との価値共有を一層高めることで、中長期視点に基づく経営を推進し、企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとすることを目的として、日本人の執行役および理事ならびに一部のグループ会社の役員に対して本制度を導入しています。2023年度には、中長期視点に基づく経営をさらに推進し、グローバルな競争下でのPay-for-Performance、すなわち企業価値向上と報酬の連動をさらに強化するため、株価条件付報酬の比率を拡大したうえで株価条件にグローバル競合比較を新設し、2024中期経営計画(以下、本中計)の目標達成時のインセンティブを導入する改定を行いました。

2024年度からは、日立の取締役が中長期的な企業価値向上を意識しつつ、経営の監督・助言を行うため、取締役に対する報酬として、新たにRSU制度を導入します。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

本制度は、在任条件を付した譲渡制限付株式と在任条件に加えて株価条件を付した譲渡制限付株式の二種類で構成され、それぞれ対象者の中長期インセンティブ報酬基準額(以下、基準額)の 30%相当額および 70%相当額の株式を付与してきました。株価条件については、当社株式に係る Total Shareholder Return(株主総利回り)の成長率を TOPIX 比較とグローバル競合比較で評価します。さらに、本中計の目標達成時には、最大で基準額の 20%相当の株式を追加で付与することとし、本中計の達成と企業価値向上へのコミットメントをより強化しています。具体的には、本中計終了年度末の時点で、ROIC(投下資本利益率)およびサステナビリティ目標を達成した場合、それぞれ基準額の 10%相当額の株式を追加付与します。

*取締役および執行役の報酬の詳細は、「日立 統合報告書 2023」P43、P44 に記載しています。

<https://www.hitachi.co.jp/IR/library/integrated/>

3. 譲渡制限付株式報酬ユニット制度の概要

(1)外国人の執行役および理事に付与する RSU について

対象者に対して、当社が対象者毎に予め定める数の当社普通株式に相当する RSU を付与し、付与後 3 事業年度にわたり、3 分の 1 ずつ権利確定する RSU に対して、各事業年度終了後、当社普通株式または現金を交付します。

(2)取締役が付与する RSU について

対象者に対して、当社普通株式に相当する RSU を付与し、付与から 3 事業年度終了後に権利確定した上で、当社普通株式または現金を交付します。

以 上

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
